

---

# 「新外交」による国際規範形成

## 国際刑事裁判所設立過程を事例として

足立 研幾

Adachi Kenki

---

### はじめに

冷戦が終焉し米ソ二極構造が後景に退くと、ミドル・パワー（中級国）や非政府組織（NGO）等が活動する余地が大きくなった。1990年代後半には、対人地雷禁止条約や国際刑事裁判所（ICC: International Criminal Court）設立規程がミドル・パワーとNGOの協働によって採択された。ミドル・パワーとNGOが主導したこれらの外交交渉過程は、従来のものとは一線を画すいくつかの特徴を備えており、これを「新外交」と呼ぶものも現われた<sup>(1)</sup>。本稿では、ICC設立過程を事例に取り上げ、「新外交」の特徴と課題について検討する。「新外交」はICC設立後さしたる成果を上げていなかったが、2007年2月、クラスター爆弾問題をめぐって再び「新外交」の特徴を有するプロセスが開始された<sup>(2)</sup>。なぜ、今再び「新外交」が模索されるのか。あらためて「新外交」の含意、援用可能性について検討することが本稿の目的である。

### 1 ICC規程の採択とNGOの役割

戦争犯罪を裁く国際機関設立を求める声は古くから存在した<sup>(3)</sup>。実際、第二次世界大戦後のニュルンベルク国際軍事裁判および極東国際軍事裁判所（東京裁判）においては、ドイツと日本の主要戦争犯罪人に判決を言い渡した。しかし、これらはいずれもアドホックな国際裁判所であった。「常設」国際刑事裁判所を設立しようとする試みも、第一次大戦後から存在していた。しかし、国内裁判所との関係、対象犯罪の明確化、人的・場所的・時間的管轄権の普遍化といった問題があり、容易には進展しなかった。常設国際刑事裁判所設立に向け大きく動き出したのは、1989年、トリニダード・トバゴの要請を受けて国際法委員会で国際刑事裁判所条約草案の作成作業が開始されてからである。旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所、ルワンダ国際刑事裁判所が設置されたことも促進要因となり、その後常設国際刑事裁判所設立に向けた動きは加速していった。1994年、国際法委員会は国際刑事裁判所設立のための規程草案を作成し、国際連合総会に提出した。これを受けて、第49回国連総会では、国際刑事裁判所設立に向けたアドホック委員会開催決定決議を採択した。

当時、多くの国は国際刑事裁判所設立に対して必ずしも積極的とは言えなかった<sup>(4)</sup>。アドホック委員会では、国際刑事裁判所設立準備委員会の設置、および外交会議開催についてコンセンサスに達することができなかったほどである。1995年12月の国連総会では、国際

刑事裁判所設立のための準備委員会設置を決定したものの、準備委員会に臨む各国政府の姿勢は積極的なものではなかったという<sup>(5)</sup>。こうしたなか、国際刑事裁判所設立に向けた関心喚起に大きな役割を果たしたのが、国際刑事裁判所を求めるNGO連合（CICC: the NGO Coalition for an International Criminal Court）であった。第1回アドホック委員会開催直前の1995年2月25日、アムネスティ・インターナショナル（AI: Amnesty International）やヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW: Human Rights Watch）、世界連邦主義運動などが中心となり、国際刑事裁判所設立を推進すべくCICCは結成された。CICCは幅広くネットワークへの参加を呼びかけ、人権問題、平和問題、女性問題に取り組むNGOや宗教団体などさまざまな団体が参加するようになった。多種多様な団体をまとめることは容易でないが、CICCは傘下団体の自主性を尊重し、緩やかなネットワークを形成することでNGO間の対立を抑え、ネットワーク形成による効果を発揮しようとした<sup>(6)</sup>。

幅広い市民社会団体を結集しようとするネットワーク形成のあり方は、対人地雷禁止運動をめぐるNGOのネットワークである対人地雷禁止運動（ICBL: International Campaign to Ban Landmines）と同様である。実際、CICCは、そのキャンペーン戦略を練るにあたって、ICBLからヒントを得ようとした。例えば、ICBLの中心メンバーのひとつであったHRWは、CICCにおいても運営委員会に参加しており、NGOネットワーク間の学習を促進した<sup>(7)</sup>。CICCはICBLと同様にホームページを開設し、インターネット上での情報発信・交換を盛んに行ない、マス・メディアを利用して世論喚起に努め、交渉過程についても逐一ニュースレター等で報告した。

1995年12月の国連総会において、ICC規程を交渉するための外交会議の開催決定が見送られると、CICCは外交会議の早期開催を強く求めていった。1996年8月の準備委員会においても、米英中などが依然外交会議早期開催に消極的な態度を示していた<sup>(8)</sup>。そこで、CICCメンバーのNGOはさまざまな世論喚起活動を行ない、同時に各国政府に対し外交会議の早期開催を求めるロビー活動を行なった<sup>(9)</sup>。こうした活動もあり、1996年12月、98年に外交会議を開催することを決定する国連決議が採択された。この頃からCICCは、ICC推進派の国々と徐々に協力し合うようになっていった<sup>(10)</sup>。推進派の国々はCICCと連携しつつ、準備委員会、外交会議においてリーダーシップを発揮し、1998年7月17日、ICC設立規程が採択された<sup>(11)</sup>。

ICC設立規程が採択された後も、推進派の国々とCICCは継続して協働しつつ、早期の国際刑事裁判所設立に向けて努力していた。CICC傘下NGOの数は、ICC規程採択後も増え続け、2000年には1000を超えるようになっていた。これらCICC傘下のNGOは各国地域において大々的な批准促進キャンペーンを繰り広げた。その結果、4年足らずのうちに発効に必要な60カ国の批准が集まり、2002年7月1日、ICC規程は発効、翌年3月にICCがハーグに設置された。その後も、CICCは未加入の国に対して働きかけたり、締約国に対して必要な国内法整備を促したりしている。2007年1月時点で、CICCには150カ国以上から2000を超えるNGOが参加し、104カ国がICC規程を批准している。

## 2 「新外交」の特徴

ICC設立規程採択過程には、対人地雷禁止条約形成過程（オタワ・プロセス）と共通するいくつかの特徴がある。1点目は、推進派の国々がグループを形成し、拒否国を排除してでも条約形成を目指す点である。オタワ・プロセスにおいては対人地雷禁止に賛成する国のみを招いて条約交渉を進めた。ICC設立規程採択過程においても、途中から外交会議議長を務めたカナダのフィリップ・キルシュ（Philip Kirsch）が、会議最終日に議論の分かれていた問題に対する文言案をパッケージとして提示し、“take-it-or-leave-it”と各国に受け入れを迫った<sup>(12)</sup>。「伝統的」条約交渉は幅広い合意形成を目指しつつ進められることが一般的であった。それに対して、ICC規程採択過程やオタワ・プロセスにおいては、幅広い合意を集めるために条約内容の妥協を行なうよりも、むしろ少々参加国が少なくなろうとも推進派の国々が理想とする条約内容を維持しようとした。多くの条約形成過程においてみられるように、幅広い合意形成を目指そうとすればするほど、それだけ交渉に時間がかかり、またその内容も薄められる。それに対し、ICC規程採択過程やオタワ・プロセスでみられたような交渉スタイルは、推進派の国々が求める内容に沿った形での迅速な条約形成を可能にした。

第2点目として、推進派の国々がNGOと連携して条約交渉を進めていった点が指摘できる。推進派の国々は拒否国を排除してでも条約形成を進めようとする一方で、NGOと緊密に連携して世論に支持を訴えた。そして、各国世論の支持の高まりを背景に各国に条約案の受け入れを迫った。また、こうした手法は、交渉に明確な期限を設けることでその効果が最大化された。オタワ・プロセスでは、交渉開始と同時に約1年後に条約調印式を行なうことが発表されたし、ICC規程採択過程においてはわずか5週間の外交会議でのICC規程採択が目指され、パッケージ案に至っては会議最終日に提示された。このような期限があると、各国政府は短時間での決断を迫られる。賛同する国が増加し、また条約交渉を支持する国内世論が高まれば、それだけ条約案への賛同を迫る圧力は強くなった。

推進派の国々とNGOが連携して交渉を進める点は、条約交渉の民主性、および透明性向上につながっているという指摘もある。実際、ICBLやCICCのメンバーは政府団の一員として交渉に参加したり、オブザーバーとして会議に参加したりしていた。国家の代表のみが参加し、閉鎖的な会議場において大国中心で進められることが多い従来の条約交渉とは雰囲気が大きく異なったことは確かのようなのである。また、「ローマ外交会議で最大の代表団」と言われたCICCはすべての作業部会を監視し、会議終了後速やかにそれぞれの会議の内容や各国の態度をニューズレターおよびホームページ上で公表した。12の作業部会が並行して会合を開催していたローマ外交会議では、すべての作業部会に参加できなかった国も少なくなかった。CICCの活動は交渉の透明性を高め、そうした国々に対して貴重な情報を提供した。

また、このような交渉方式を経て採択される条約の内容も、従来以上にNGOなどの声を反映するものとなっている<sup>(13)</sup>。さらに、その採択過程のみならず、条約発効に向けた活動、条約発効後の実施過程において推進派の国々とNGOが緊密に協働していることも、「新外交」

の大きなひとつの特徴である。国境を越える問題が頻発し、国民国家の枠組みでは十分に対応できない問題が増加しつつあるなかで、国家と非国家主体が協力して秩序の形成・維持を行なおうとする試みは他分野にも大いに示唆を与えるものであった。対人地雷禁止条約、およびICC規程が採択されるに及び、この「新しい」条約形成交渉方式の援用可能性に関する議論が盛んになされるようになった。対人地雷禁止やICCの推進派の国々は、1999年に「人間の安全保障ネットワーク」を設立し、別の問題でもNGOと連携しつつ国際社会をリードしていくことを模索している<sup>(14)</sup>。他方、ICBLやCICCにおいて中心的な役割を果たしたNGOメンバーも、対人地雷問題やICCでの経験を他分野に援用しようと検討を開始した<sup>(15)</sup>。

冷戦終焉後、新しい国際秩序のあり方は不透明感を極めていた。グローバリゼーションが深化するなかで、冷戦期には大きな影響力をもちえなかったミドル・パワーと、情報革命により急激に能力を向上させつつあったNGOが国際社会の表舞台に登場した。ミドル・パワーとNGOが連携し、冷戦期のような大国間政治とは異なる形で積極的に国際規範を形成・拡散しようとした<sup>(16)</sup>。対人地雷禁止条約、およびICC規程の採択にみられるように、こうした試みは華々しい成果を生み出した。1992年に設立されたICBLは当初ファクシミリが通信手段の中心であったが、1995年に設立されたCICCは設立当初よりインターネットを駆使して情報交換・発信を行なった。その結果、ICC規程をめぐる交渉においては、対人地雷問題の際以上に専門家とNGO間の情報交換が効率化された。情報革命がさらに進展していくなかで、NGOの活動能力はますます向上し、「新外交」方式による国際規範の形成が、従来の外交交渉にとって代わるかにみえた<sup>(17)</sup>。

### 3 「新外交」の課題

「新外交」は、推進派の国々とNGOが規範となる条約案を定め、“take-it-or-leave-it”と各国に受け入れを迫るものであった。これは、自国政府ではなく、他国政府とNGOが各国に何らかの政策採択を迫るものとも言え、伝統的な外交交渉よりもかえって非民主的な側面がある。各国政府代表が集まり交渉を行なう国際機関は間接的ながらも民主的正統性を有すると言える。一方、推進派の国々とNGOが拒否国を排除して進める交渉が、どこまで民主的正統性を有するかは疑問である。さらに、ICCの場合、非締約国の国民が罪を犯した場合であってもICCの管轄に属しうるため、その妥当性を問題視する声もある<sup>(18)</sup>。

「新外交」は、その交渉スピードの速さもひとつの大きな特徴である。迅速に交渉を進めることで、問題に対する時宜を得た対応が可能となる。グローバル化の深化とともに社会変化の速度がますます速くなるなかで、迅速に結果を生み出す「新外交」という交渉方式が大きな注目を集めることとなった。しかし、交渉スピードと理想的な内容の条約形成を重視し、拒否国を排除し理想的な制度を追求したとしても、そのような制度が機能するかどうかは別問題である。少々内容は妥協してでも幅広い国が参加する制度のほうが、理想的ではあっても参加国が少ない制度よりも効果的となる可能性も大いにある。

また、拒否国を排除することによって早期交渉妥結に向けた大きなモメンタムが生まれる一方で、バランスのとれた冷静な議論が妨げられる恐れがある。こうした特徴はNGOが

交渉に深く関与することで増幅されがちである。実際、「新外交」方式の交渉においては、時として感情的な議論に交渉が支配されることがある。対人地雷問題のように、対人地雷を全面禁止するか否かという議論であれば、その条約内容に対する影響はまだ少ないかもしれない<sup>(19)</sup>。一方、ICCのように国際法、刑事法の観点から精緻な議論を行なうことが重要な問題においては、交渉が感情的な議論に支配される弊害はより大きい。しかし、ICC設立規程をめぐる交渉においても、少なからずこうした傾向はみられたようである<sup>(20)</sup>。

NGOが交渉過程に参加することで交渉の透明性が高まったことは確かである。しかし、NGOに対しては、誰に対して責任を負うのか不明である点、欧米出自のものに偏っている点等、問題視する声がないわけではない。実際、幅広いNGOが関与したICC設立規程の交渉過程においても、北アフリカ、中東、アジアのNGOの積極的な関与はほとんどなかったという<sup>(21)</sup>。一方、NGOにとって「新外交」が常に好ましいものであったわけでもない。NGOは、対人地雷禁止やICC設立過程において、推進派の国々と目標や価値観の共有を通じて緊密に協力し合うことで、交渉に多大な影響を与えることに成功した。しかし、いかに緊密に協力し合うとはいえ、あらゆる問題でNGOの意向が反映されるわけではなく、また最終的な同意・投票は国家が行なうことに変わりない。また、NGOと協働する国家には、NGOの専門性や動員力を味方につけ交渉での影響力増大を図り、自らの正統性やアカウンタビリティを高めようとする狙いもあった。自らの主張を国際交渉に反映させるため、どこまで国家と協働するのか。NGOも常にジレンマにさらされていたのである<sup>(22)</sup>。

#### おわりに 「新外交」の含意と展望

ICC設立後停滞しているとはいえ、「新外交」がグローバル化の進む国際社会における規範形成に関する新しいアプローチの可能性を提示したことは間違いない。しかし、いくら戦略的に条約調印国を増やすことに成功したとしても、感情的議論に支配され、期限に急かされ、あるいは周りの国の動向に押されて調印しているものが少なからず存在しうる点に留意が必要である。こうした日和見国は、「新外交」によって提示された規範を表面的には受容しているが、内面化しているとまでは言えない。規範の求心力が強い限りは問題は発生しないが、一度規範の求心力が弱まると、「新外交」によって形成された規範秩序は一気に崩壊する恐れもある<sup>(23)</sup>。

対人地雷禁止条約の場合、アメリカ、中国、ロシアといった大国をはじめ条約に参加していない国は一定数存在する。しかしながら、これらの国の多くも地雷禁止規範に真っ向から対抗して、積極的に地雷を使用しているわけではない。米口中はいずれも無期限の対人地雷輸出モラトリアムを宣言しており、ロシアについては、「予見される将来条約に参加する」意思を表明し、中国についても地雷の究極的撤廃の支持を表明している。アメリカについてはブッシュ政権に交代し政策変更があったとはいえ、「あらゆる種類の持続型地雷」については、朝鮮半島で使用しているものを含めすべて破棄することを発表している<sup>(24)</sup>。このように対人地雷問題の場合、条約の非締約国にとどまっている大国も規範に行動を一定程度収斂させつつあり、地雷禁止規範は求心力を保持している。

一方、国際的に影響力の大きい大国が規範に真っ向から対抗する行動をとる場合には、規範の正統性が低下することは不可避である。さらに、そうした大国が日和見国に規範からの逸脱行動をとるよう求める場合、規範の求心力は大幅に低下する。ICCはまさにこうした事例である。アメリカは2000年12月31日にICC規程に署名したものの、ブッシュ政権に代わると2002年5月、ICC不支持を表明し、条約への署名取り消しを行なった。さらに、ICCの訴追からアメリカ国民を守ることを約した二国間協定を、援助停止の脅しをかけつつ中央アジア、アフリカ諸国と次々に締結した。また、2002年、および2003年には国連安全保障理事会においても、国連平和維持軍（PKF）のICCからの訴追免責を認める決議案を提案し、採択させている<sup>(25)</sup>。「新外交」は、戦略的に規範支持国を増加させる巧みなメカニズムである。しかし、真に規範への帰依を得ることよりも戦略的に規範支持国を増やすことに重点を置くあまり、規範の求心力を弱めようとする動きに対しても脆弱な可能性がある。

果たしてこのような脆弱性をICCは克服することができるのであろうか。もし克服できないのだとしたら、「新外交」は新たに形成される規範に対して真っ向から反対する大国が存在しない問題において、条約形成速度を速めるといふ程度の含意しかもちえないであろう。一方で、今後、推進派の国々とNGO等の活動によってICCへ各国の行動が収斂していくのならば、ICCの正統性はより高まり、「新外交」の援用可能性も大きく開けることとなる。規範の求心力を維持・強化するうえで、推進国とNGOが促進している条約普遍化、および締約国における国内法整備・規範内面化が重要である。そしてそれ以上に、規範の求心力を弱めようとしているアメリカに対する説得が重要となる。アメリカが現在のICCにすぐに参加するとは考えにくい、アメリカがICCに真っ向から反対しない、すなわちある程度ICCに行動を収斂させる兆しがみえないわけでもない<sup>(26)</sup>。アメリカのICCに対する態度が今後いかなるものとなるのか。この点は、ICCの帰趨にとってのみならず、「新外交」の援用可能性、すなわち冷戦後の国際秩序形成のあり方について考えるうえで大きな意味をもつと思われる。

(1) 例えば、Rob McRae and Don Hubert eds., *Human Security and The New Diplomacy: Protecting People, Promoting Peace*, McGill-Queen's University Press, 2001; David Davenport, "New Diplomacy," *Policy Review*, No. 116, 2002など。

(2) クラスター爆弾とは、多数の小さな子爆弾を容器に詰めた爆弾である。子爆弾がかなりの割合で不発化し、戦後復興の妨げとなってきた。2003年より特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）締約国会議を中心に、クラスター爆弾を含む不発弾等の問題について議論がなされ、不発化した爆弾に対する処理方法を定める第5付属議定書が採択された。一方、クラスター爆弾に焦点を絞った議定書交渉を求める声があるものの、こうした交渉開始には合意が得られなかった。そんななか、ノルウェー政府は、クラスター爆弾規制に賛成する国のみを招いて、2007年2月22日から24日にかけてオスロで会議を開催し、オタワ・プロセスを参考にしつつ、オスロ・プロセスを立ち上げた。第5付属議定書採択過程については、足立研幾「CCW第五議定書形成過程の分析 『規範の接ぎ木』戦略の効果と限界」『金沢法学』第49巻1号（2006年）を参照。

(3) こうした初期の試みについては、藤田久一「国際刑事裁判所構想の展開 ICC規程の位置づけ」『国際法外交雑誌』第98巻第5号（1999年）を参照。

- (4) 藤田久一「国際刑事裁判所規程の草案に関して」『国際人権』6号(1995年) 48ページ。
- (5) Mireille Hector, "One Step Further Towards an ICC," *The International Criminal Court MONITOR*, Issue 2, October 1996, p. 3.
- (6) William R. Pace and Jennifer Schense, "Coalition for the International Criminal Court at the Preparatory Commission," in Roy S. Lee ed., *The International Criminal Court: Elements of crimes and rules of procedure and evidence*, Transnational Publishers, 2001, pp. 707-715 を参照。
- (7) 目加田説子『国境を超える市民ネットワーク トランスナショナル・シビルソサエティ』、東洋経済新報社、2003年、133-134ページ。オタワ・プロセス同様、推進派の国々と協力関係を築くべく、CICCのコンピーナーであるウィリアム・ペースは、オタワ・プロセスを牽引したカナダのアクスワージー外相に協力を求めたという。後述のとおり、その後CICCとカナダなど推進派の国々との協力関係は深まり、連携してICC設立に向けた活動を行なった。Darryl Robinson, "Case Study: The International Criminal Court," in Rob McRae and Don Hubert eds., *op. cit.*, p. 172.
- (8) 目加田説子、前掲書、118ページ。
- (9) こうした活動については、*The International Criminal Court MONITOR*, Issue 3, January 1997, p. 4, p. 8などを参照。
- (10) 推進派の国々は、1996年8月の第2回準備委員会あたりからグループとして活動するようになっていた。当初は、ヨーロッパ諸国、アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、南アフリカあたりが中心的役割を果たしていたようである。Mark Thieroff, "August Preparatory Committee Tentatively Calls for a Diplomatic Conference in 1998," *The International Criminal Court MONITOR*, Issue 2, October 1996, p. 2. また、このような協力関係を構築していくうえで、対人地雷問題における協力の経験、お互いに対する一定の信頼関係が醸成されていたことは大きくものを言ったという。カナダ外務省員とのインタビュー、2007年3月5日(オタワ)。
- (11) 会議での交渉過程については、M. Cherif Bassiouni, "Historical Survey: 1919-1998," in Compiled by M. Cherif Bassiouni, *The Statute of the International Criminal Court: A Documentary History*, Transnational Publishers, 1998, pp. 26-35に詳しい。また、準備会合、および外交会議におけるNGOの役割については、Marlies Glasius, "Expertise in the Cause of Justice: Global Civil Society Influence on the Statute for an International Criminal Court," in Helmut Anheier, Marlies Glasius, and Mary Kaldor eds., *Global Civil Society 2002*, Oxford University Press, 2002; William R. Pace and Mark Thieroff, "Participation of Non-Governmental Organizations," in Roy S. Lee ed., *The International Criminal Court: The Making of the Rome Statute Issues, Negotiations, Results*, Kluwer Law International, 1999などを参照。
- (12) Philippe Kirsch and Valerie Oosterveld, "Negotiating an Institution for the Twenty-First Century: Multilateral Diplomacy and the International Criminal Court," *McGill Law Journal*, Vol. 46(2001) pp. 1152-1155. 拒否国を排除してICC設立規程最終合意を得るという戦略に打って出たことは、キルシュにとっても大きな賭けだった。そのような賭けに出る際、オタワ・プロセスにおける成功が大いにインスピレーションを与えていたという。Valerie Oosterveldとの電話インタビュー、2007年3月7日(オタワ)。
- (13) 対人地雷禁止条約が例外留保条件のないよう強く主張したのはICBLであったし、またICBLの主張が受け入れられる形で、地雷被害者支援の項目(第6条3項)が付け加えられるなどした。ICC規程においても、ICCの管轄権を広く認める規定や、検察官の独立性に関する規定にはCICCの活動が影響を与えたと言われている。
- (14) 「人間の安全保障ネットワーク」の詳細は、<http://www.humansecuritynetwork.org/> を参照。
- (15) 例えば通常兵器分野においては、対人地雷禁止運動の経験を援用しようとする試みが次々になされることとなったが、その点については、足立研幾「通常兵器ガヴァナンスの発展と変容 レジーム間相互作用を中心に」『国際政治』第148号(2007年)を参照されたい。
- (16) 土佐弘之はこうした試みを「国際規範の形成・発展に積極的にコミットするコスモポリタンのな

- グローバル・ガバナンスの萌芽形態」であると指摘している（土佐弘之「アナーキカル・ガバナンス 倫理の跋行的グローバリゼーション」『現代思想』2005年12月号、175ページ）
- (17) こうした指摘を行なうものとして、David Davenport, *op. cit.*
- (18) 例えば、Madeline Morris, “The Democratic Dilemma of the International Criminal Court,” *Buffalo Criminal Law Review*, Vol. 5, 2001.
- (19) それでも、国防にかかわる重大な問題であるにもかかわらず感情的な議論に支配され、冷静にその必要性に関する議論ができなくなったことを問題視する声はあった。こうしたものとして、Dean F. Oliver, “Mine treaty simplistic and emotional,” *The Ottawa Citizen*, October 1, 1997.
- (20) 例えば、旧ユーゴスラビアにおける事態を受けて国際刑事裁判所設立に向けた機運が盛り上がったことを受け、「『正義の実現』という誰もが異の唱えようのない旗印をとというものが非常に強く前面に押し出され、このような会議に不可欠な、思慮深いバランスのとれた冷静な判断というもの、ある程度影響を受けた」のではないかと、外交会議に日本政府代表の全権大使として参加した小和田は指摘している（小和田恆・芝原邦爾「〔対談〕ローマ会議を振り返って 国際刑事裁判所設立に関する外交会議」『ジュリスト』1998年12月1日号、18-19ページ）
- (21) Marlies Glasius, *op. cit.*, pp. 145-146.
- (22) Valerie Warmington and Celina Tuttle, “The Canadian Campaign,” in Maxwell A. Cameron, Robert J. Lawson, and Brian W. Tomlin eds., *To Walk Without Fear: The Global Movement to Ban Landmines*, Oxford University Press, 1998, p. 55.
- (23) 「新外交」を対象にしているわけではないが、土佐弘之も秩序崩壊に関して同様の議論を行っており、示唆を受けた（土佐弘之「グローバルな立憲秩序と逸脱レジーム」『国際政治』147号〔2007年〕、32-42ページ）
- (24) ブッシュ政権による新しい地雷政策については、U.S. Department of State, Bureau of Political-Military Affairs, “Fact Sheet: New United States Policy on Landmines: Reducing Humanitarian Risk and Saving Lives of United States Soldiers,” February 27, 2004を参照。
- (25) ICCをめぐるのは、秩序そのものに内在する弱さがあるという指摘もある。すなわち、「捜査・訴追を真正に行う意図・能力を欠く国家」に対して司法介入を行う権利を国際社会が有するという論理は、圧倒的非対称的権力関係が前提となっている。しかし、こうした前提のもとでは規範の運用が恣意的なものとなりかねず、そうした運用は秩序の正統性を揺るがしかねない（土佐、前掲「グローバルな立憲秩序と逸脱レジーム」、36ページ）
- (26) 実際、2005年頃からアメリカ政府高官によるICCに対する前向きな発言が散見され、ICC締約国への援助停止に対しても見直しが検討されるようになった。また2005年、ダルフル（スーダン）の案件をICCに付託する国連決議に対してアメリカは拒否権を行使しなかった。このような状況を指して、アメリカがICCに対する政策を変化させたと指摘するものもある。例えば、Jess Bravin, “U.S. Warms to Hague Tribunal: New Stance Reflects Desire to Use Court to Prosecute Darfur Crimes,” *The Wall Street Journal*, June 14, 2006.

＊

[付記] 本稿執筆にあたり、平成18年度科学研究費補助金（若手研究B）の交付により便宜を得た。